

## DB法施行規則等の一部改正にか かかる省令案の意見募集開始

対象

DB

厚生基金

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

資産運用

会計基準

その他

### ポイント

- 標記にかかる省令案の意見募集※1※2が開始されました。
- 省令案のポイントは以下のとおりです。
  1. 非継続基準抵触時の掛金の見直し
  2. 実施事業所減少にかかる一括拠出額の見直し
  3. 選択一時金の現価相当額の計算方法の見直し
  4. その他の見直し
- 施行予定日：平成28年4月1日

※1 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495150369&Mode=0>

※2 意見募集期限：平成28年3月10日（木）必着

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

## 非継続基準抵触時の掛金の見直し

- ✓ 非継続基準に抵触した場合積立不足をできる限り早期に償却できるよう、積立比率方式による特例掛金の拠出時期を早期化。
- ✓ あわせて、特例掛金の算定方法を精緻化。

	現行	変更内容
特例掛金の拠出時期	特例掛金を非継続基準に抵触した決算年度の翌々事業年度の規約に定める時期に拠出	翌事業年度より特例掛金の拠出を可能とする (現行どおり翌々事業年度からの拠出も可能)
特例掛金の算定方法	積立不足を償却するための額＋翌事業年度における債務の増加見込額 －翌事業年度における資産の増加見込額※ ↑掛金収入による資産の増加を見込む	左記「翌事業年度における資産の増加見込額」を精緻化し、 <b>給付による資産の減少や運用収益による資産の増加も見込む</b>

※ 翌年度の資産の減少が見込まれる場合は、減少見込額を加算。

### 【特例掛金の算定方法】

掛金収入による資産の増加に加え、給付による資産の減少や運用収益による資産の増加も見込むよう精緻化

特例掛金	当年度末における積立不足を償却するための額
翌年度における <b>資産の増加見込額</b>	翌年度における債務の増加見込額

※ あわせて、翌年度に特例掛金を拠出することとする場合は、そもそも翌年度の見込みを織り込まないこととする措置を講ずる

## 事業所減少にかかる一括拠出額の見直し

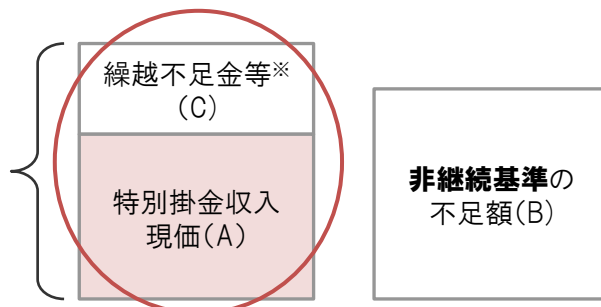
- ✓ 事業所がDBから脱退しようとする場合には他の事業所の掛金が増加しないよう掛金を一括拠出することとなっているが、この一括拠出額の算定を以下のとおり見直し。

	現行	変更内容
一括拠出額の算定方法	特別掛金収入現価(A)と非継続基準の不足額(B)のいずれか大きい額 ただし、特別掛金収入現価の方が大きい場合は、繰越不足金(C)を加算可能	特別掛金収入現価(A)＋繰越不足金(C)と非継続基準の不足額(B)のいずれか大きい額 (現行どおりの方法も可能)

### 【A<B<A+Cの場合】

一括拠出額の算定方法として、継続基準と非継続基準の不足額の丈比べを採用する場合、現行では右図のケースでは非継続基準の不足額(B)を拠出することとされ、継続基準の不足額(A+C)を拠出できない。よって、継続基準の不足額を拠出できるようA+CとBの丈比べを可能とする。

継続基準の不足額

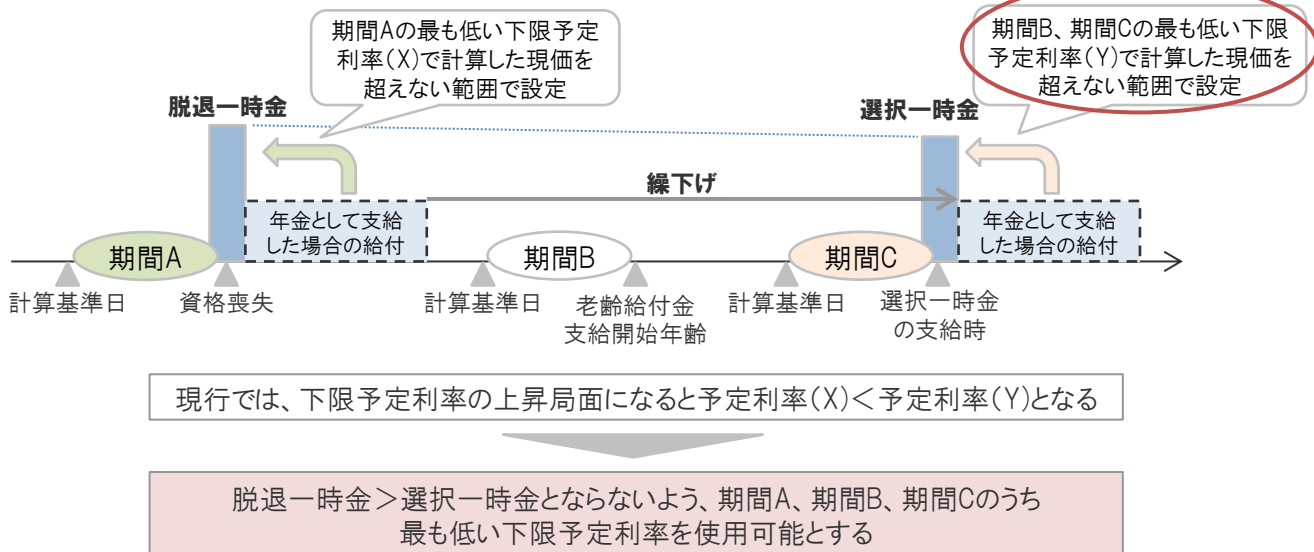


※ 繰越不足金等とは、積立金の額が責任準備金の額を下回る額であり、減少時において特別掛金で措置されていない不足額を指している

## 選択一時金の現価相当額の計算方法の見直し

- ✓ 一時金の額は給付の現価相当額を基準として定められるが、資格喪失時の脱退一時金の額よりも繰下げ支給の老齢給付金を一時金(=選択一時金)で受け取る方が小さくなる場合があるため、支給を繰り下げても資格喪失時の脱退一時金相当額を確保できるよう現価相当額の計算の基礎となる予定利率の取り方を見直し。

	現行	変更内容
選択一時金の現価相当額の計算方法	下図期間B、期間Cのうち最も低い下限予定利率で計算した現価を基準とする	下図期間A、期間B、期間Cのうち最も低い下限予定利率で計算した現価を基準とする



## その他

- ✓ 障害給付金の請求に係る添付書類の見直し
  - DB等における障害給付金の請求の際に、障害の原因となった疾病等の初診日を明らかにする書類を添付することができない時は、診察券・入院記録等の当該初診日を証するの参考となる書類の添付を可能とする。
- ✓ 手続きの整理
  - 制度統合・分割・合併・権利義務移転等における承認又は認可申請に添付する書類を追加。(具体的な内容は、通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について(平成14年03月29日 年企発第0329003号・年運発第0329002号)」において規定)
- ✓ 存続連合会への事務委託
  - 厚生年金基金の一部の設立事業所がDBに権利義務移転(代行返上)を行う際の記録整理及び現価相当額の算定業務等について、政府から連合会に事務委託可能とする。
- ✓ 受託保証型DBIに関する見直し
  - 通常のDBから受託保証型DBへ移行する際、積立不足の一括償却を可能とする。
  - 受託保証型DBIにおいて選択一時金の現価相当額の計算に使用する予定利率は、生命保険契約の契約者価額の計算に用いる予定利率に固定。

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。